



第10章

保存活用計画の実施

第1節 短期的な計画実施

第2節 中長期的な計画実施



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章



第1節 短期的な計画実施

本計画は、国による認定を受けて、実施するものとし、「保存管理」（第6章）と「活用」（第7章）、「整備」（第8章）に基づいて、円滑に計画を進めていく。

史跡由義寺跡では、史跡整備の実施とその完了を短期的に達成すべき目標とし、その期間を計画の認定から概ね5年間とする。また、史跡整備事業の進捗に応じて実施期間を適宜見直すものとする。

（1）保存管理

①適切な史跡の保存管理

文化財保護法に基づき、史跡の現状変更等の取り扱いを行うとともに、適切な維持管理を継続的に行う。

また、史跡指定地周辺の開発事業について留意し、早期の把握に努め、由義寺関連遺跡群の保存を図る。

②由義寺関連遺跡群に関する調査研究の継続的な実施

史跡由義寺跡において、寺院に関する新たな遺構を発見するための発掘調査を行い、遺構・遺物等の評価をまとめた報告書等の作成を速やかに行う。合わせて由義寺の寺域や由義寺関連遺跡群の全体像を解明するための調査研究を継続的に進め、その成果の普及啓発に努める。

（2）活用・整備

①史跡整備の計画等策定及び実施

史跡由義寺跡の活用を推進するため、整備基本計画及び実施設計等を策定し、その計画等に基づいた整備を実施する。整備に至るまでの事業計画（案）は次のとおりである。

史跡整備までの事業計画（案）

- ①史跡指定地内の寺院関連施設及び寺域等の確認を目的とした発掘調査の実施
- ②保存活用計画及び発掘調査の成果等を踏まえた整備基本計画の策定
- ③史跡整備後の管理方法及び管理運営体制に関する関係部局及び地域等との検討
- ④史跡整備の基本計画の策定後、実施設計及び整備工事の着手



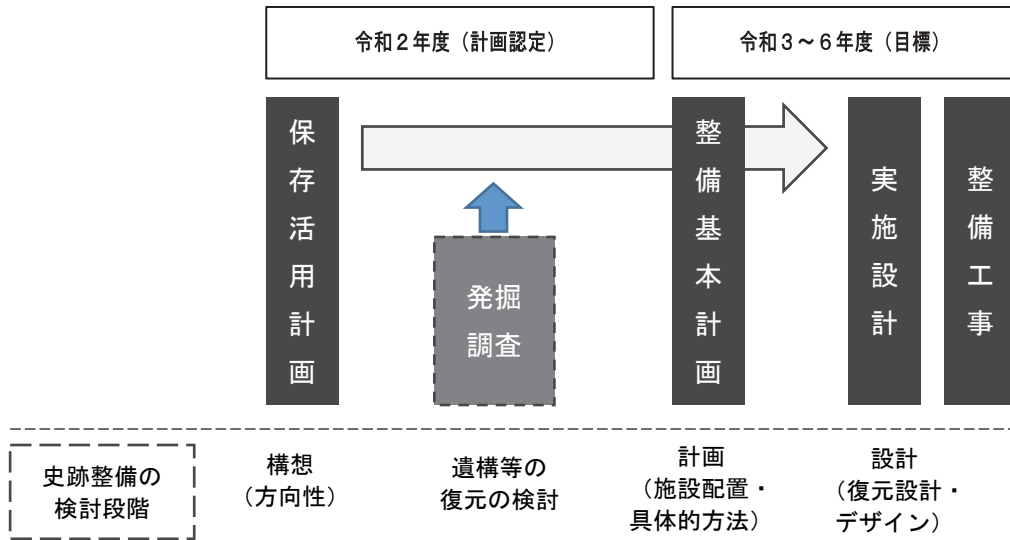


図 10-1 史跡整備に至る事業内容及び事業スケジュール（案）

②史跡由義寺跡の活用の継続

短期的な計画は、史跡整備に向けた機運・醸成づくりと位置づける。

現地の定期的な公開、イベント等の開催だけでなく、八尾市と地域や文化財施設等が連携して、由義寺の本質的価値を伝える講演会等や、由義寺と関連の深い称徳天皇や道鏡を素材とした講演会等のソフト面の普及啓発を行い、現地を親しみやすい場所として認知させるとともに、市民の理解・関心を継続できるようにする。

さらに中長期的な計画実施にむけて、八尾市及び八尾市教育委員会と史跡整備後の活用主体となる地域や学校教育、社会教育等と連携を高めるため、史跡由義寺跡における活用方法等の提案や意見交換を行い、整備基本計画等に反映できるようにする。

表 10-1 史跡整備までの「活用」に関する実施内容案

活用方法	内容
史跡由義寺跡の本質的価値を伝える活用	<ul style="list-style-type: none"> ・現地の公開及び文化財施設での出土遺物の展示、由義寺をテーマとした講演会等の実施 ・発掘調査の現地説明会（一般・児童生徒・地域向け）の実施
歴史資産としての活用	<ul style="list-style-type: none"> ・由義寺だけでなく、称徳天皇や道鏡を素材とした講演会等の実施 ・由義寺及び周辺史跡とセットにした史跡ハイキング等の実施
地域の魅力を創出する空間としての活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した現地イベントの開催 ・地域の魅力を創出する空間として、地域や学校教育、社会教育等が利用できるような活用方法、特に地域の活発な利用を視野に入れた魅力ある空間づくりを検討



第2節 中長期的な計画実施

短期的な計画実施と位置付けた史跡整備完了以降を、中長期的な展望のもと取り組まなければならない期間として設定する。

なお、保存活用計画の認定から短期及び中長期の10年間を本計画の実施期間とし、10年後をめぐりに計画の見直しを検討し、改めて持続可能な保存活用計画を策定する。

(1) 保存管理

① 由義寺関連遺跡群に関する調査研究の計画的な実施

史跡由義寺跡周辺に遺存していると想定される由義寺関連遺跡群において、土地所有者の理解を得ながら、由義寺や由義宮に関する新たな遺構を発見するための発掘調査及び調査研究を計画的に進める。さらにその成果の普及啓発に努める。

② 追加指定

由義寺関連遺跡群に関する調査研究によって新たな遺構や知見が発見された場合は、追加指定を進め、公有化を検討する。

(2) 活用・整備

① 史跡由義寺跡の活用の推進

史跡整備された史跡由義寺跡において、八尾市と教育関係者、地域等が連携して、史跡由義寺跡の本質的価値を伝えるための活用、歴史資産としての活用、地域の魅力を創出する空間として活用するための事業を具体化して、継続的に実施し、市民の史跡由義寺跡への関心や郷土の歴史への愛着等の向上を推進する。

② 史跡の管理運営の円滑な推進

史跡整備された史跡由義寺跡における活用を効果的かつ継続的に行うため、活用主体となる地域や学校教育や社会教育等との意見交換等を行い、事業の見直しや再検討を行う。

表 10-2 保存活用計画の実施（保存管理）

方向性	実施内容	短期：5年	中長期（5年）	以降 継続
		史跡整備実施	史跡整備以降	
保存 管理	調査研究の継続的な実施	→		
	由義寺関連遺跡群の調査研究	→		
	追加指定		→	

上記の計画の実施は次章（第11章）の経過観察を踏まえ、随時見直しを図ることとする。



表 10-3 保存活用計画の実施（活用整備）

方向性	実施内容	短期：5年	中長期（5年）	以降 継続
		史跡整備実施	史跡整備以降	
活用 整備	本格的な史跡整備の計画等策定及び整備工事の実施	→		
	史跡由義寺跡の活用 ・史跡由義寺跡の本質的価値を伝える活用 ・歴史資産としての活用 ・地域の魅力を創出する空間としての活用	史跡由義寺跡の関心等の継続 →	史跡由義寺跡の関心等の向上 →	
	運営体制の円滑な推進	体制の検討 →	体制の構築・検証 →	

上記の計画の実施は次章（第11章）の経過観察を踏まえ、随時見直しを図ることとする。